

茨城県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定に基づき支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）の正本及び副本を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）第27条第2項第1号から第6号に掲げる書類に加え、同項第7号の規定に基づくその他知事が必要と認める書類として、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請年度の事業計画及び収支予算書

二 申請以前に行っている法第42条各号に規定する居住支援に資する活動の実績（過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類

三 個人情報保護規定その他これに準ずるもの

四 申請者が42条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）及びこれに附随する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類

五 申請者が第5条第2項の規定により市町村長に対して推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し

六 支援法人の指定に関する誓約書（様式第2号）

七 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請が法第40条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、速やかに県ホームページ等で公表するものとする。

- 4 知事は、前条第1項の申請があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

- 第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第5号）を知事に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の規定によるほか、支援業務の範囲その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

（市町村長からの推薦）

- 第5条 市町村長は、当該市町村が居住支援を行う区域内であり、かつ、申請者である法人の設立への関与や連携の実績があるなど、推薦するにあたり支障がないと判断できる場合、知事に推薦することができる。
- 2 前項の推薦は、申請者による市町村長に対する申請に基づいて行うものとする。
- 3 前項の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書（様式第6号）の提出により行うものとする。
- 4 第1項の推薦は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書（様式第7号。以下「推薦書」という。）を知事に交付することにより行うものとする。
なお、市町村長は、推薦書を知事に交付したときは、その写しを申請者に交付するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の交付を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。

（家賃債務保証業務の委託）

- 第6条 申請者又は法第40条に基づく指定を受けた支援法人（以下「申請者等」という。）は、法第43条の規定に基づき、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することについて認可を受けようとする場合は、債務保証業務委託認可申請書（様式第8号）の正本及び副本にその添付書類を添えて知事に提出するものとする。
- 2 前項の添付書類は、受託予定者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書とする。
 - 一 受託予定者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることが分かる書類
 - 二 受託予定者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）

の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該受託予定者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることが分かる書類

三 受託予定者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、そのことが分かる書類

3 知事は、第1項の規定により提出された債務保証業務委託認可申請書及び添付書類の内容が適切と認められる場合は、当該債務保証業務委託を認可するものとする。

4 知事は、前項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可書（様式第9号）を申請者等に通知するものとする。

5 知事は、第3項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第10号）により、申請者等に通知するものとする。

（債務保証業務規程の認可）

第7条 申請者等は、債務保証業務を行おうとするときは、債務保証業務規程認可申請書（様式第11号）の正本及び副本にあらかじめ定めた債務保証業務規程を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第12号）の正本及び副本に変更前後の債務保証業務規程を添付し、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は、第1項による認可を行う場合は、債務保証業務規程認可書（様式第13号）、第2項による認可を行う場合は、債務保証業務規程変更認可書（様式第14号）により、申請者等に通知するものとする。

4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知（様式第15号）、第2項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知（様式第16号）により、申請者等に通知するものとする。

（事業計画等の認可）

第8条 法第40条に基づく指定を受けた支援法人（以下「指定支援法人」という。）は、法第45条第1項に基づき、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第17号）の正本及び副本に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 指定支援法人は、前項の認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第18号）の正本及び副本に、変更した事業計画等を添付し、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は第1項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可書（様式第19号）、

前項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可書(様式第20号)により、指定支援法人に通知するものとする。

- 4 知事は第1項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知(様式第21号)、第2項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知(様式第22号)により、指定支援法人に通知するものとする。

(毎事業年度の報告)

第9条 指定支援法人は、法第45条第2項の規定に基づき、支援業務事業報告書等提出書(様式第23号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、当該事業年度経過後3月以内に、知事に報告しなければならない。

- 一 支援業務に係る事業報告書
- 二 支援業務に係る収支報告書
- 三 財産目録
- 四 貸借対照表

(指定支援法人の辞退)

第10条 指定支援法人が、やむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(様式第24号)により知事に届け出るものとする。

(指定の取消し等)

第11条 知事は、法第50条の規定に基づき、指定支援法人の指定の取消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書(様式第25号)により、指定支援法人に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。